

標準処理期間（薬務課）

法令名	根拠条項	許認可等の種類	所轄課	標準処理期間	
				経過期間(経過先) (注)経過期間は内数	協議期間 (協議先)
毒物及び劇物取締法	4-1	営業の登録(製造業、輸入業:経過)	〃	30日	
〃	4-1	営業の登録(製造業、輸入業:製剤、原体の小分けのみ)	〃	30日	
〃	4-4	営業の登録の更新(製造業、輸入業:経過)	〃	30日	
〃	4-4	営業の登録の更新(製造業、輸入業、原体の小分けのみ)	〃	30日	
〃	6の2-1	特定毒物研究者の許可	〃	30日	
〃	9-1	登録の変更	〃	30日	
毒物及び劇物取締法施行令	35、36	登録票又は許可証の書換え・再交付(製造業、輸入業:経過)	〃	5日	
〃	35、36	登録票又は許可証の書換え・再交付(製造業、輸入業、原体の小分けのみ)	〃	5日	
〃	35、36	登録票又は許可証の書換え・再交付(特定毒物研究者)	〃	5日	
毒物及び劇物取締法	4-1	営業の登録(販売業)	〃	15日	5日(保健所支所)
〃	4-4	営業の登録の更新(販売業)	〃	10日	5日(保健所支所)
毒物及び劇物取締法施行令	35、36	登録票又は許可証の書換え・再交付(販売業)	〃	10日	5日(保健所支所)